

改正概要説明書	
国名：ラトビア	法令名：商標法
改正情報： 2010年10月14日変更 2010年11月17日施行	
<p>改正概要：</p> <p>今回の改正は、主として方式から実体まで多岐にわたって細部を整備する内容であるが、国際条約加入に基づく改正も含んでいる。主な改正項目は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 表現・用語を一部整備修正して内容を明確化した(第2条標題, 第4条(4), 第5条(1))。 2. ラトビアが2004年に欧州共同体(現在の欧州連合)に加盟したことにより、欧州共同体商標(CTM)が国内保護対象に含まれるに至ったことに伴う所要の改正並びに欧州共同体商標の出願の国内での取扱い及び登録の国内保護に関する規定の追加新設を行った(第2条(4), 第4条(5), 第7条(2), 第39.1条～第39.5条, 経過規定5-10)。 3. 商標所有者がその商標を付した商品を自らの意思で市場の流通に置いた場合に権利行使ができない地理的範囲を「欧州経済領域」と変更した(第5条(2))。 4. 登録の絶対的拒絶・無効理由を整備して明確化した(第6条)。 5. 抵触すると無効の理由となる先の権利を具体的に規定した(第9条)。 6. 出願の様式, 願書及び商品等のリストの言語, 商標の説明に関する規定を変更した(第10条(6)(7)(8)(12))。 7. 博覧会優先権主張ができる商品・サービスの範囲を明定した(第11条(3))。 8. 出願日認定の予備審査及び実体審査の期間, 方式等を明記した(第12条(2)(3)(6)(7), 第13条(1)(2)(3)(4)(8))。 9. 出願分割の方式不備及び取下可能時期の規定を変更した(第14条(4), 第15条(3)(4))。 10. 登録の法的効力と登録証の様式の新設した(第16条(2)(3))。 11. 出願日認定のための予備審査及び実体審査の決定に対する不服審判請求についての規定を統合整備した(第17.1条)。 12. 審判請求と異議申立の審理時期, 審決の時期・効力等について規定を整備した(第19条)。 13. 指定期間の延長可能期間, 回復請求についての規定を修正し, 期間徒過の救済規定を新設した(第22条, 第22.1条, 第22.2条, 第22.3条)。 14. 商標の使用についての規定を一部修正した(第23条(3)(6))。 15. 事業の一部譲渡に係る商標権の範囲について規定した(第25条)。 16. 商標ライセンス契約の登録に関する規定を変更した(第26条(6))。 17. 商標侵害予防を認める等侵害に関する規定を修正し, また, 損害賠償請求の根拠を追加した(第28条, 第28.1条)。 18. 無効・取消訴訟の判決謄本を特許庁に送付する者を変更した(第31条(6), 第32条(7))。 19. マドリッド協定議定書に基づく国際登録に係る商標について国内規定を整備した(第 	

37条、第39条(6)(7)。

20. 原産地表示の法的保護の範囲と実施について規定を追加した(第41条(4)、第42条(3))。

改正内容：

・第2条 (法の目的)

標題が「本法の範囲」から「法の目的」に変更された。

(4) ラトビアにおいて保護を受けることができる外国商標に欧州共同体商標(CTM)が含まれる旨、及び当該外国商標は登録手続が遵守されていなければならない旨を追加した。

・第4条 (商標についての権利及びその権利の所有者)

(4) 未登録商標は他人の権利を侵害せず法令に反しない限り使用できるとの旧規定を、原則として未登録商標も商業活動において使用できるが他の法令により規制される場合がある旨、規定ぶりを変更した。

(5) 商標の排他権について、改正前のラトビア国内商標登録、マドリッド協定議定書に基づく国際登録に係る商標に加えて、共同体商標(CTM)の登録によっても国内で商標登録の効力が得られる旨を追加した。

・第5条 (排他権の制限)

(1) 柱書では、商標所有者の排他権を行使できない場合について「商標所有者は、他人が次の情報又は標識を商業活動において使用することを禁止することはできないが、ただし、その使用が公正な産業活動及び商業活動の慣行を遵守することを条件とする。」と、下線部のただし書を追加した。なお、このただし書は(1)4から移行されたものである。

(1)3)4) 識別力のない商標の例として挙げられている「用途」を表示するものについて「用途」の説明として「機能的役割」をカッコ書で付加した。

(1)4) ただし書の規定は柱書のただし書に移行されたため削除された。

(2) 商標所有者が自ら又は他人を介して流通させた商品についての商標の使用を阻止できない地理的範囲について、従来はラトビア国内又は関連国際条約を締結している国と規定していたが、改正により欧州経済領域の市場と変更された。なお、欧州経済領域とは、ラトビアを含む欧州共同体(欧州連合)にノルウェー・アイスランド・リヒテンシュタインを加えた地域をいう。

・第6条 (商標登録の拒絶及び無効のための絶対的理由)

(1) 商標としての登録を受けることができない標識の項目において、3)「用途(機能的役割)」、4)「表示(一般的標識)」とカッコ書を追加し、また8)「パリ同盟加盟国の紋章及び旗章、それらの国の正式極印(検定章)、管理用及び保証用標章」と下線部に変更した。

また、同項目に新たに 11)として所定の原産地表示に関する表示の規定を追加した。

・第7条（商標登録の無効理由としての先の商標）

(2) 後の商標が抵触すると無効理由となる先の商標の範囲として、従来の国内商標及びマドリッド協定議定書に基づく国際登録に係る商標の他に共同体商標(CTM)を追加し、先の商標として共同体商標との抵触も考慮するよう改正した。

・第9条（商標登録の無効理由としての他の先の権利）

後の商標が抵触すると無効理由となる先の権利として「その他の工業所有権」が挙げられていた(3)4)について、使用されている未登録商標その他の識別標識及びドメインネームに関する権利が新たに例示された。

・第10条（出願）

(6) 改正前は特許庁がラトビア商標法及び条約に基づく出願の願書様式の承認権者だったが、内閣が出願様式その他手続書類の様式を承認主体に変更された。

(7) 改正前は願書及び商品・サービスのリスト以外の書類についてラトビア語翻訳を提出することを条件に英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語も使用できたが、改正により、願書及び商品・サービスのリスト以外の書類の言語も原則としてラトビア語に限定した。

(8) 出願人は法律上又は条約上求められる場合に出願商標の説明書や翻訳等を提出する義務があった旧規定を改め、当該説明、翻訳又は立体、色調、色彩、音響に係る商標の場合その特性について出願人は説明書を提出することができることに変更し、特許庁も所定の期間内に説明書の提出を要求できる旨の規定を追加した

(12) 出願に所定の資料や書類を含める旨及びその方式要件についての規定を削除した。

・第11条（商標の優先権）

(3) 博覧会優先権を主張できるのは展示されたのと同じの商品又はサービスであることを明記した。

・第12条（出願の予備審査）

(2) 出願日認定要件に不備がある場合、特許庁は不備是正のために出願人に付与する期間を3月と明記した。また、出願日認定のための審査（予備審査）の期間は、従来は単に延長できる旨が規定されていたが、改正により、審査期間は不備の通知の送付時に停止され、出願人の応答日又は応答期限経過日に再開すると変更された。

(3) 出願日認定の要件が最終的に具備されなかった場合、出願はされなかったものとみなされるが、改正により、出願人はその旨の通知を書面で受ける旨が追加された。

(6) 出願の当初の方式的瑕疵を是正した場合も方式要件を満たす限り受理されることを明

確にした。出願の受理は決定により行い、受理した旨を書面で出願人に通知する旨を追加した。

(7) 出願日認定のための予備審査の結果に不服がある場合、出願人は審判を請求できる旨規定されていたが、第 17.1 条に移行したため、本条からは削除した。

・第 13 条 (商標の審査)

(1) 特許庁は商標出願の受理後 3 月以内に実体審査をしなければならず、審査に必要な資料の提出を出願人に求めることができる点に変更はないが、資料の提出を要求する場合の応答期間を 3 月と明記した。資料の提出要求があった場合、上記審査期間は一旦停止し、応答日又は応答期限経過日から再開する旨を追加した。

(2) 拒絶理由通知（一部拒絶を含む）は書面で行わなければならない旨が追加された。

(3) 登録又は拒絶の決定について、出願人は書面でその通知を受ける旨が追加された。

(4) 登録決定の場合、登録決定書には登録料・公告料の納付通知書を添付すべき旨が追加された。

(8) 拒絶の決定に不服のある出願人は審判を請求できる旨が規定されていたが、第 17.1 条に移行したため本条からは削除された。

・第 14 条 (出願の取下, 制限及び補正)

(4) 出願が取下げとみなされた場合、出願人はその旨を書面で通知される旨が追加された。

・第 15 条 (出願の分割)

(3) 出願分割の請求に必要な書類等を提出せず、又は手数料を納付しなかった場合には、分割出願自体がみなし取下げされていた改正前の規定を、分割の請求がみなし取下げされると変更し、この場合、出願人はその旨を書面で通知される旨が追加された。

(4) 改正前には出願分割の請求は取下げることができなかったが、登録及び公告の準備を終了するまでであれば分割請求の取下げができるように変更した。

・第 16 条 (商標の登録及び公告並びに証明書の交付)

(2) 商標が登録を受けると公告と同時に登録簿に記載されるとの規定に続けて、従来は公告が遅延した場合の例外を規定していたが、改正によりこの部分が削除され、第 2 文として登録の法的効力は公告の方法のいかんを問わず公告日に開始するとの規定を新設した。

(3) 商標の登録及び公告の後に交付される登録証の様式について、改正前の「所定の様式」を「庁の様式」とする修正を行った。

・第 17.1 条 (特許庁の決定に対する審判請求及びその経過)

旧第 12 条(7)に規定されていた出願日認定のための予備審査の決定に対する不服審判請

求、及び旧第 13 条(8)に規定されていた商標の審査結果の決定に対する不服審判請求を統合して新たな条文を設け、審判手続の進め方を規定した。また、審判請求の結果、原決定が修正されても出願人が不服である旨の通知をした場合には審判の審理に付される旨を追加した。

・第 19 条 (審判請求及び異議申立の審理)

(1) 審判請求を規定する旧条文(第 12 条(7)、第 13 条(8))が「第 17.1 条」に統合されたのに合わせて引用条文を修正した。また、審判請求及び異議申立の審理を行う審判部は特許法の規定に従って設立される旨を追加して審判部設立の法的根拠を示すとともに、審判部は司法大臣が承認した規則に従って行動する旨の旧規定を削除した。

(2) 審判請求と異議申立の審理時期を規定していた旧(2)を(2)と(3)に分け、新(2)では審判請求の、新(3)では異議申立の審理について規定した。改正後の(2)では、審判請求は特許庁が審判請求書受領後 3 月以内に審理される旨を規定することは改正前と同様であるが、原決定が修正されたにもかかわらず審判請求人が不服通知を提出して審判請求を取下げない場合はその通知受領日から 2 月以内に審理される旨の規定が追加された。

(3) 旧(2)のうち異議申立の審理時期を独立して規定し、その後の項目が繰下げられた。新(3)では、さらに異議の審理開始前に異議の根拠とされた先の商標の有効性が裁判所で争われている場合には異議手続は中止される旨が追加された。

(8) 旧(7)では、審決は 1 月以内に利害関係人に通知されるとされていたが、通知の名宛人を、決定に対して裁判所に不服申立ができる者に変更した。また、裁判所に不服が申立てられた場合には審決の執行が停止される旨を旧(8)から移行した。

(9) 旧(8)(9)の規定を廃止し、審決に対する不服の訴訟が提起されても利害関係人が登録商標の効力を争うことができる旨の旧(10)を繰上げた。

・第 21 条 (登録の有効性及び更新)

(1) 商標登録が有効性を失う条件として旧規定で挙げられていた「抹消」とは商標所有者が自発的に登録を放棄した場合の抹消であることを明確にした。

・第 22 条 (期間延長)

標題を「所定期間の延長及び出願の回復」から「期間延長」と変更し、旧(1)が延長できる期間を示す条文を挙げていたのを変更し、新(1)で指定期間について 3 月までの延長が可能であると規定し、一方、延長できない期間として、優先期間・異議申立期間・審決に対する不服申立期間・登録存続期間・出願又は登録の回復請求期間等を(2)として明示した。

また、旧(2)が規定していた取下げられた出願又は取下げとみなされた出願の回復については第 22.2 条を新設して移行し内容を整備した。

・第 22.1 条 (期間不遵守後の継続処理)

期間を徒過したことにより手続ができなくなった場合の救済策として期間不遵守後の継続処理の規定を新設した。

・第 22.2 条 (権利回復)

旧第 22 条(2)の取下げられた出願又は取下げとみなされた出願の回復の規定を移行するとともに、登録が失効した場合の回復の規定を新たに設け、期間徒過により失効した出願及び登録について権利回復の規定を新設し、詳細な内容を追加した。

・第 22.3 条 (期間延長, 継続処理及び権利回復に関する決定)

出願及び登録が回復された場合等に影響を受ける第三者の保護規定を新設した。

・第 23 条 (商標の使用)

(3) 引用条文の変更により「第 19 条(6)」が「第 19 条(7)」に修正された。

(6) 「(3)の規定の履行に関しては、」の文言が削除された。

・第 25 条 (商標の他人への移転)

(2) 事業の一部が譲渡されると併せて譲渡されるとみなされる商標権はその事業に直接関連するものであることが明記された。

・第 25.1 条 (通商会社の法的保護の過程中的商標, 債務超過の過程中的商標及び担保権の対象である商標)

設立過程にあつて法人格を備えない企業, 破産処理中で権利能力が制限されている企業の商標はその旨が登録簿に記録されて公報に掲載され, また, 担保権が設定されている商標についても登録簿の記録に追加されて公報に掲載される旨, 新たな規定を設けた。

・第 26 条 (商標のライセンス許諾契約)

(6) 商標ライセンスに関する登録は, 従来は商標所有者のみが申請できたが, ライセンシーからも申請できるよう変更し, また, ライセンス登録事項の変更があった場合はその旨公告し, 申請者に通知するよう変更した。

・第 28 条 (商標の違法使用に対する責任)

(1) 権利者が侵害の立証責任を負う旨の文言を削除し, 侵害事実は未発生でも侵害の準備行為が行われたために侵害のおそれがある場合には商標使用者に責任が生じる旨の規定を追加した。

(3) 侵害訴訟の被告は不使用又は無効の抗弁のみによって原告に対抗することはできない

旨の規定を削除した。

(4) 侵害者に対する差止，損害賠償等の請求権に関する旧(4)を削除し，旧(6)を繰上げた。

(5) 侵害品の廃棄等に関する旧(5)を削除し，旧(9)を繰上げた。

(6) 旧(6)が(4)に繰上げられ，不正競争関係法令も商標侵害訴訟の根拠とできる旨の旧(8)と同趣旨の規定を(6)とした。なお，故意又は悪意による侵害行為は罰則の対象となる旨の旧(7)は削除された。

・第 28.1 条 (損害賠償額及び精神的被害補償の決定に係る手続)

商標侵害訴訟の損害賠償の他に慰謝料の請求を認める規定及び損害賠償額の根拠として不正利得額も勘案でき，また，使用料相当額を基準とできる旨の規定を新設した。

・第 31 条 (商標登録の無効)

(6) 旧規定は，裁判所が無効訴訟の判決謄本を特許庁に送付する旨を定めていたが，無効判決を得た勝訴当事者から特許庁に判決謄本を提出するよう改正した。併せて，特許庁は無効判決に基づく登録簿の記載や変更内容を紛争当事者双方に通知する旨を追加した。

・第 32 条 (商標登録の取消)

(7) 商標の取消訴訟の判決謄本につき，旧規定は，裁判所が特許庁に送付すると定めていたが，改正により取消判決を得た勝訴当事者が特許庁に判決謄本を提出するよう変更した。併せて，特許庁は取消判決に基づく登録簿の記載や変更内容を当事者双方に通知する旨を追加した。

・第 37 条 (商標の国際登録に関する本法の適用)

マドリッド協定議定書に基づく国際登録に係る商標について適用される国内法の条文を整備するとともに，国際登録の手続に関する特別規則を制定できる旨の旧(2)を削除した。

・第 39 条 (国際登録のラトビアにおける有効性)

(6) 今回の改正に伴う条文変更に伴い，引用条文を「第 13 条(8)」から「第 17.1 条(1)」に変更した。

(7) ラトビアを指定する国際登録に関する審判請求・異議申立の手続についての根拠条文を明示した。

・第 VIII1 章 (共同体商標)

欧州共同体商標(CTM)のラトビア国内における取扱いについて新たな章を設けて規定を追加した。

・ **第 39.1 条** （共同体商標の登録手続に関連する特許庁の行為）

共同体商標はラトビア特許庁が取扱う旨、及びラトビア特許庁を通じて共同体商標を出願できる旨の規定、及び欧州共同体商標意匠庁の異議申立費用の決定を強制執行できる旨の理事会規則第 86 条を国内で実施するための規定を新設した。

・ **第 39.2 条** （共同体商標のラトビアにおける法的効力）

共同体商標の登録によってもラトビアで排他権が取得できる旨、優先権の取扱い、及び共同体商標のシニオリティの効果についての規定を新設した。

・ **第 39.3 条** （共同体商標の保護に係る追加規定）

共同体商標が周知商標の場合の保護、共同体商標の侵害等についての規定を新設した。

・ **第 39.4 条** （共同体商標の使用に係る追加規定）

ラトビアが欧州連合に加盟した 2004 年 5 月 1 日より前に登録又は出願されていた共同体商標と加盟前にラトビアで善意に登録を受けた既存の商標が抵触する場合、国内商標権者を保護する規定を新設した。

・ **第 39.5 条** （共同体商標のラトビア商標出願への変更）

共同体商標が登録されなかった場合にラトビア国内商標の出願に変更を請求する手続について国内規定を新設した。

・ **第 41 条** （原産地表示の法的保護の範囲）

(4) 農産物・食品についてその原産地表示・名称の取締法規に反するものの使用は禁止される旨の規定が追加された。

・ **第 43 条** （原産地表示の法的保護の実施）

(3) 原産地表示の違法使用に対して裁判所は商標の違法使用と同様の差止・損害賠償等の措置を講じて保護することができる旨の規定を新設した。

・ **経過規定**

5-10 ラトビアが欧州共同体に加盟するに当たっての経過規定が追加されている。

・ **欧州連合指令に関する参考情報**

法律改正が欧州連合の指令に基づいて欧州共同体商標制度に適合するように行われたことを示すため、根拠規範を明示した。